

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	医療政策課	整理番号	6
処分の種類	医療法人に対する業務停止命令等			
根拠法令条例等・条項	医療法第64条			
処分の概要	医療法人に対する業務停止命令等			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(処分の先例がなく、法令の定め以上に具体化するのが困難)</p> <p>【参考】 医療法第64条 都道府県知事は、医療法人の業務若しくは会計が法令、法令に基づく都道府県知事の処分、定款若しくは寄附行為に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該医療法人に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。</p> <p>2 医療法人が前項の命令に従わないときは、都道府県知事は、当該医療法人に対し、期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員解任を勧告することができる。</p> <p>3 都道府県知事は、前項の規定により、業務の停止を命じ、又は役員解任を勧告するに当たっては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。</p>			
基準の制定根拠	—			